

浄化槽適正処理促進月間

10月1日は浄化槽の日です

～ 浄化槽 適正管理で 三方よし ～

【暮らしよし・社会よし・琵琶湖よし】

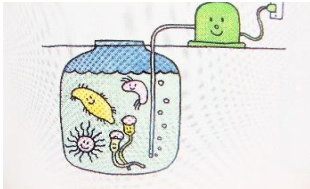
浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽は「**生き物**」です

浄化機能を十分に発揮させるため**正しい使い方**を守りましょう

浄化槽の正しい使い方

◎浄化槽の電源は切らないようにしてください。
(微生物が働いています)



◎トイレにはトイレットペーパー以外流さないでください。



◎便器の掃除はできるだけ浄化槽専用薬品を使用してください。



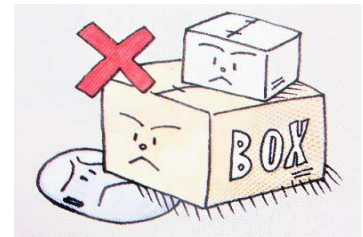
◎台所から野菜くずや天ぷら油などを流さないでください。



◎洗剤は適量を守って使いましょう。



◎浄化槽のうえにもものを置かないでください。



◎一度に多量の水を流さないようにしましょう。
(浄化する時間が短くなり、十分に浄化できなくなります。)

浄化槽をお使いのみなさまの
3つの義務

浄化槽が本来の機能を果たすために、**保守点検・清掃・法定検査**が大切です！

滋賀県・滋賀県浄化槽適正処理促進協議会

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
滋賀県各市町浄化槽関係担当課
滋賀県環境整備事業協同組合
公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

浄化槽法が改正され、令和2年4月から都道府県知事(滋賀県においては市町長)に
浄化槽に関する台帳の作成が義務づけられました。
(浄化槽法 第49条)

行政において浄化槽の管理台帳を作成することにより、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況を正確に把握するとともに、適正な維持管理に関する指導等を通じて公共用水域の水質保全を図ります。

各種届出

(次の場合には、届出が必要です。浄化槽台帳の正確な記録のためにも必要です。)

浄化槽管理者(所有者)の手続き

◎使用休止・使用再開するとき

浄化槽の使用を休止(概ね1年以上)しようとする場合は、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づく清掃を実施した後、休止の日(清掃を実施した日)から30日以内に「**浄化槽使用休止届出書**」及び「**浄化槽の休止に係る報告書**」を市町長に提出してください。また、使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したときは、30日以内に「**浄化槽使用再開届出書**」及び「**浄化槽の使用再開に係る報告書**」を市町長に提出してください。

◎使用廃止したとき

下水道への接続や建物を撤去した場合など、浄化槽の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に「**浄化槽使用廃止届出書**」を市町長に提出してください。

◎浄化槽管理者(所有者)の変更があったとき

浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に「**浄化槽管理者変更報告書**」を市町長に提出してください。

※お問い合わせは、次のところへ

- ・浄化槽所在地の市役所、町役場 浄化槽関係担当課
- ・滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ☎077-528-3471
- ・公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 ☎077-554-9271